

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)において、「フロー拡大からストック充実に向けて質の高い多様な住宅ストックの形成を図るため、既存住宅のインスペクション(検査)や長期優良住宅化のための基準等の整備(今年度中)、既存住宅の建物評価に係る指針策定(今年度中)等を行うことにより、居住面の環境整備を促進する」、「中古住宅流通・リフォーム市場の規模を倍増【10兆円(2010年)→20兆円(2020年)】」することとされている。</p> <p>政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の推進</p> <p>施策目標2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する</p> <p>業績指標6 リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合</p> <p>業績指標7 既存住宅の流通シェア</p>
	政策の達成目標	住生活基本計画(平成23年3月15日閣議決定)において、「既存住宅の流通シェア(既存住宅の流通戸数の新築を含めた全流通戸数に対する割合)【14%(平20)→25%(平32)】」、「リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合【3.5%(平16~20平均)→6%(平32)】」という目標が定められている。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ。
	政策目標の達成状況	<p>既存住宅の流通シェア 平成20年度 14%</p> <p>リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合 平成16~20年平均 3.5%</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	3,500戸
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	買取再販については、流通時にかかる税の負担が大きいことが支障となっているため、本非課税措置により住宅購入者の費用負担の軽減を図ることは、買取再販を促進することとなり、中古住宅流通・リフォーム市場の拡大・活性化に有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	買取再販において一定の住宅性能の向上が図られた中古住宅を販売する際の非課税措置の創設(登録免許税)
	予算上の措置等の要求内容及び金額	平成26年度要求 住宅ストック活用・リフォーム推進事業(15億円)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算上の措置では、中古住宅流通・リフォーム市場と金融の連携強化を図ることで、適切な建物評価手法の定着を促すこととしている。一方、本非課税措置では、買取再販における住宅購入者の費用負担を軽減することで、買取再販事業を促進することとしており、あわせて中古住宅流通・リフォーム市場の拡大・活性化を促進することが目的である。
	要望の措置の妥当性	本非課税措置は、買取再販において、中古住宅の取得時及び販売時の2回事業者が負担する必要がある税のうち1回を非課税とすることで、中古住宅流通上の税負担を軽減し、買取再販を促進するもの。したがって、中古住宅流通・リフォーム市場の拡大・活性化を図るための措置として妥当である。
ページ		9-2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>—</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>—</p>
<p>ページ</p>	<p>9—3</p>